

2 経営主体別の共済契約者の状況

制度創設当初においては、社会福祉法人以外の法人や個人により経営されている社会福祉施設が多かったため、共済契約者についても個人や宗教法人等が多数を占めていましたが、社会福祉法人制度が成熟するとともに、社会福祉法人の割合が増えてきました。

平成12年には共済法が改正され、共済契約を締結できる者が社会福祉法人に限定されました。平成23年においては共済契約者数が16,466事業者となり、そのうちの96.7%にあたる15,918事業者が社会福祉法人となっています。

経営主体別の共済契約者数の推移

(共済契約者数)

